

【研究論文】

ドイツ企業による自発的情報開示の変容

—年次報告書および社会関連報告書を中心として—

郡 司 健

論文要旨

ドイツ企業の年次報告書には、これまで環境・付加価値・従業員関係等の社会関連情報が自発的によく開示されていた。最近では、社会関連情報の詳細は、むしろCSR報告書や持続可能性報告書とも称される社会関連報告書に移され、年次報告書には制度的に要求される範囲で開示されるにとどまるようになった。他方、企業のグローバル化とともに、英米型の経営管理指標すなわちEBITDAや経済的付加価値（EVA®）などのいわゆるプロフォーマ利益情報に関する情報が、年次報告書や社会関連報告書に自発的に開示されるようになってきた。本稿では、ドイツ企業会計報告の発展段階に即して、ドイツ有力企業の年次報告書および社会関連報告書における自発的情報開示の重点変化の追跡を通じて、最近における自発的情報開示のいわばベスト・プラクティスの顕著な傾向について明らかにする。

1 はじめに

ドイツ企業の年次報告書（Geschäftsbericht, annual report）には、これまで従業員関係・付加価値・環境関係等の社会関連情報が自発的によく開示されていた。これはとくに英米企業の年次報告書とは異なる点であり、ドイツ的な特質と捉えられる。最近では、このような社会関連情報の詳細は、むしろ社会報告書・環境報告書・企業の社会的責任（CSR）報告書あるいは持続可能性報告書（Nachhaltigkeitsbericht, Sustainability Report）と称される社会関連報告書に移され、年次報告書には制度的に要求される範囲で開示されるにとどまるようになった。

これに対し、企業活動および企業年次報告書の国際化にともない、英米（アングロ・サクソン）的な経営管理指標に関する情報が、年次報告書において自発的に開示されることが多くなった。すなわち、EBITDA（利子・税金・減価償却等前利益, Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization）や経済的付加価値（EVA®）などのいわゆるプロフォーマ利益情報といわれるものがこれである。

キーワード：ドイツ企業年次報告書（Germany annual report）、社会関連報告書（social report）、付加価値（value added）、EBITDA EVA®

本稿では、ドイツ企業会計・報告の発展段階に即して、ドイツ有力企業の年次報告書および社会関連報告書における自発的情報開示の重点変化を概観し、IFRS導入時代におけるいわばベスト・プラクティスとしての情報開示を中心にその傾向と意義について検討する。

2 年次報告書における自発的情報開示の生成・発展

企業会計・報告の発展を考えると、第2次世界大戦以前のドイツにおける会計報告は個別決算書が中心であった。戦後は、連合国委員会の指導もあり、連結決算書を営業報告書に任意開示する企業がかなりみられた。情報開示が積極的になされるようになったのは、1965年株式法(Aktiengesetz)改正以降であろう。

1965年株式法により、ドイツに固有の伝統的会計が制度的に確立されるとともに、連結会計報告が法制化された¹⁾。損益計算書に関して、費用の性質別(形態別)分類に基づく、いわゆる総原価法(Gesamtkostenverfahren)が採用された。総原価法は、生産高から出発して物件費(材料費)を差し引いて粗収益を算定し、そこから人件費・償却費・税金・支払利息・積立金等の費用項目を表示することから、付加価値計算書(創造価値計算書, Wertschöpfungsrechnung)に近い内容となっている。

この時期における任意情報開示の例として、1983年度版年次報告書におけるドイツ有力企業21社の開示状況を個別ベースと連結ベースとに区分してみれば、表1のようであった²⁾。当時は、社会関連情報に関して、従業員数、人件費、付加価値がよく開示され、給付高(収益分配)や社会費用さらには環境保護費用の開示もみられた。ここにはまた、当時の社会関連報告書(社会貸借対照表, Sozialbilanz)作成実務等の影響も見いだされる³⁾。このような自発的な社会関連情報は、時代の変化とともに、従業員関連的な内容から、当時の環境関係へとシフトしていくようになる。

表1 1983年度版年次報告書の社会関連・付加価値情報開示状況

主要任意開示情報	個別ベース	連結ベース	実数合計
従業員数	10(47.6)	19(90.5)	20(95.2)
人件費	6(28.6)	9(42.9)	14(66.7)
社会費用	3(14.3)	3(14.3)	5(23.8)
環境保護費用	3(14.3)	—	3(14.3)
給付高(収益分配)	4(19.0)	4(19.0)	8(38.1)
付加価値	6(28.6)	4(19.0)	10(47.6)

*カッコ内の数値は%

3 EC域内調和化以後の任意情報開示の変遷

3.1 ドイツ企業会計の国際化対応と主要会計報告の変遷

ドイツ企業会計は、1985年改正商法典(HGB, Handelsgesetzbuch)によって、欧州共同体(EC)会社法指令の国内法化が図られ、EC域内での調和化が達成された。1985年以降のドイツ企業会計は、とくに連結会計報告を中心に、EC域内調和化(1985HGB)→国際的調和化(1994年実務)→IAS国内法化(1998HGB)→コンバージェンス(収斂, 2004HGB)という変遷を遂げてきた。

損益計算書に関しては、1985年商法典改正により、ドイツに固有の総原価法と、費用の機能別分類に基づく売上原価法(Umsatzkostenverfahren)との選択適用が認められるようになった。貸借対照表の「引当金」の区分には年金引当金等の記載が、また社会保障関係債務は、「その他の債務」や注記・附属明細書に記載が求められた。人件費に関しても、売上原価法による場合には注記・附属明細書にその明細表示が求められるようになった。このように、従業員関係の主要項目の開示が強制されるようになった。

表2に示されるように、英米型の売上原価法は、1994年度版で3割超、2000年度版では5割超となり、2007年度版では22社(73.3%)とさらに増えている。また、従来、自発的に開示されていた資金計算書およびセグメント報告は、2000年の商法典改正によってその開示が強制されるようになった。売上原価法、資金計算書(決算書すなわち本体・注記開示)、事業別セグメント報告は、2000年度版報告書においてすべて5割を越えた。セグメント報告には、制度的に要求される項目以外の情報も自発的に開示されることが多い。

表2 会計基準国際化と関連会計報告の推移

	域内調和化		国際調和化		IAS国内法化		収斂
	1987年度 25社	1991年度 38社	1994年度 34社	1997年度 38社	2000年度 34社	2003年度 33社	2007年度 30社
売上原価法	5(20.0)	9(23.7)	12(35.3)	15(39.5)	20(58.8)	22(66.7)	22(73.3)
資金計算書計	24(96.0)	35(92.1)	27(79.4)	35(92.1)	32(94.1)	33(100)	30(100)
(内)決算書開示	13(52.0)	8(21.0)	10(29.4)	22(57.9)	28(82.3)	32(97.0)	30(100)
事業別報告***	0(0.0)	4(10.5)	5(14.7)	20(52.6)	27(79.4)	29(87.9)	28(93.3)
付加価値報告	17(68.0)	14(36.8)	10(29.4)	14(36.8)	9(26.5)	8(24.2)	5(16.7)

*カッコ内の数値は%, **決算書の本体に記載(注記記載は含まない), ***IAS/US-GAAPに相応するセグメント報告(郡司, 2009a, 4頁)

3.2 社会関連情報の制度化と任意開示

3.2.1 社会関連情報の制度化傾向

従業員関係のとくに従業員数や人件費等の情報は、前述の1985年改正商法典により法的に開示が要求され、人件費明細等はほとんどの企業によって開示されるようになった。また、1991年度版あたりから、環境関係の金額・物量データの自発的開示も増えている。

表3 社会関連情報開示の制度化傾向と任意開示

社会関連情報		1987年度版	1991年度版	1994年度版
従業員	記述	25 (100)	36 (94.7)	34 (100)
	従業員数	22 (88.0)	38 (100)	34 (100)
	人件費明細	22 (88.0)	34 (89.4)	33 (97.1)
	注記・人件費明細	20 (80.0)	30 (78.9)	32 (94.1)
	人件費推移	23 (92.0)	23 (60.5)	24 (70.6)
環境	記述	10 (40.0)	20 (52.6)	22 (64.7)
	金額・数量データ	5 (20.0)	8 (21.1)	12 (35.3)

*カッコ内の数値は%

3.2.2 従業員関連情報の任意開示

他方で、人件費明細等の制度的開示への移行に伴い、これを超えるより詳細な情報の自発的開示は、年度別には、①1987年度版4社、②1991年版3社、③1994年度版7社、④1997年度版1社、⑤2000年度版1社、⑥2003年度版2社、⑦2007年度版0社というように次第に減少してきた(郡司, 2009b, 35-36頁)。このように、1994年度版までは人件費明細等を開示する企業が数社みられたが、1997年度以降はわずか1社か2社にとどまり、2007年度版では人件費明細等はほとんどみられなくなった。もちろん、状況報告・追加情報等の箇所において従業員報告・環境報告・CSR・持続可能性報告等についての取り組みについても記載されている。しかしその内容はほとんどが記述とこれを補足する要約的な物量データが中心であった。

3.3 自発的開示情報の転換—付加価値情報とプロフィール利益情報—

ドイツの付加価値計算書は、付加価値生成と付加価値分配とに区分計算表示されることが多い。付加価値(創造価値)情報は、通常、状況報告書や本年度追加情報の従業員報告や投資・財務報告の箇所あるいは注記・附属明細書や(10カ年財務ハイライト等の)長期財務資料で開示されてきた。

表4では、その表示形式を中心に、付加価値の生成計算と分配計算とを区分表示する企業、分配計算のみ図表表示する企業、長期推移を開示する企業に区分して示している。1997年度版までは付加価値情報開示はほぼ3割を保持していたが、2000年度版および2003年度版では25%前

後となり、2007年度版では、5社（16.7%）へさらに減少している。

表4 付加価値情報・プロフォーマ利益情報開示の推移

	1987 年度版	1991 年度版	1994 年度版	1997 年度版	2000 年度版	2003 年度版	2007 年度版
生成分配	8(32.0)	10(26.3)	10(29.4)	12(31.6)	7(20.6)	8(24.2)	5(16.7)
分配図表	8(32.0)	6(15.8)	2(5.9)	2(5.3)	1(2.9)	1(3.0)	1(3.3)
長期推移	3(12.0)	3(7.9)	3(8.8)	—	2(5.9)	—	—
小 計	19(76.0)	19(50.0)	15(44.1)	14(36.8)	10(29.4)	9(27.3)	6(20.0)
重複開示	2	5	5	—	1	1	1
合 計	17(68.0)	14(36.8)	10(29.4)	14(36.8)	9(26.5)	8(24.2)	5(16.7)
EBITDA等				3(7.9)	12(35.3)	17(51.5)	22(73.3)
Seg開示**				3(7.9)	12(35.3)	16(48.5)	16(53.3)
EVA®					3(8.8)	9(27.3)	7(23.3)
Seg開示					2(5.9)	5(15.2)	4(13.3)

*カッコ内の数値は%。 **Seg開示はセグメント別開示（郡司，2009 a，44頁）

このようなドイツの代表的な自発的情報である付加価値情報の減少傾向と対照的なのがプロフォーマ利益（EBITDA・EVA®等）情報である。表4にみられるように1997年度版あたりからEBITDA等の情報の記載が増えてきている。

3.4 年次報告書におけるプロフォーマ利益情報の任意開示

会計基準の国際的調和化の進展とともに、国際的基準に準拠してセグメント情報を一覧表示する企業は、1997年度版年次報告書において急増し50%を超えた。しかも、そこでは、経営粗キャッシュ・フロー（1社）、やEBITDA関係（3社）の情報が自発的に開示され、さらには英米型経営管理指標であるEBITDAやEVA®を今後導入する旨表明する企業もあらわれた。

セグメント報告が制度化された2000年度版年次報告書では、セグメント報告において研究開発費や各種分析指標等とともにEBITDA等（EBITA，EBIT）等の自発的な開示が増加し、EVA®情報の開示も3社（セグメント別2社）みられるようになった（郡司，2003，24-28頁，30頁）。2003年度版企業年次報告書では、EBITDA・EBITA・EBITを開示する企業は17社（51.5%）へ増加し、EVA®も9社（27.3%）（セグメント別5社）へ増加した。

2007年度版年次報告書におけるおもなプロフォーマ利益情報開示の内訳は、表5に示すとおりである。そこでは、EBITDAやEBITAあるいはEBITを開示する企業がさらに増加し、なかには（連結）損益計算書や（連結）キャッシュ・フロー計算書にも記載するものもある。EVA®は、2007年度版では7社（23.3%；セグメント別4社）へと幾分減少した。これ以外にも表5に示すよう

な各種の英米型経営管理指標指標が用いられており、近年の年次報告書における自発的開示の大きな特徴となっている（郡司（2009b）37-41頁）。

表5 2007年度版年次報告書における主要なプロフォーマ利益情報開示

	合計 (30社中)	セグメント 別表示	P/L・CF** に表示
EBIT（利子・税金前利益）	20(66.7)	12	8/(CF2)
EBITDA（利子・税金・減価償却等前利益）	16(53.3)	11	—
EBT（税金前利益）	2(6.7)	—	1/(CF1)
EBITA（利子・税金・償却前利益）	1(3.3)	1	1
合計（実数）	22(73.3)	16	10/(CF3)
EVA®（経済的付加価値）	7(23.3)	4	
ROCE（使用資本利益率）	7(23.3)	1	
WACC（加重平均資本コスト）	4(13.3)	2	
フリー・キャッシュフロー	5(16.7)	—	
CVA（現金付加価値）	2(6.7)	2	
EVA近似指標	2(6.7)	2	

*カッコ内の数値は%，**CF=キャッシュ・フロー計算書

4 ドイツ社会関連報告書における自発的情報開示の展開方向

4.1 最近の社会関連報告書における固有の会計情報

環境問題への関心の高まりとともに、社会関連報告書は社会貸借対照表から環境報告書へ特化・発展した⁴⁾。その後、GRI（Global Reporting Initiative）ガイドライン等の影響と相まって、持続可能性報告書やCSR報告書へとさらにその内容を拡充・変化させてきた。それとともに、ドイツの環境報告書が物量中心であったのに対し、その後の持続可能性報告としての社会関連報告書では人件費明細や環境関連の会計データ等が比較的良く開示されるようになった（郡司，2007a，40-41頁参照）。

最近における社会関連報告書に固有の会計情報開示状況を、前回の調査（2003～2004年版：詳細は郡司，2007b，5-6頁参照）と今回の調査（2005～2007年版：詳細は郡司，2011参照）について対比すれば、表6～表8のようである。

表6 ドイツ企業の社会関連報告書における固有の会計情報

	前回調査 (20社)	今回調査 (17社)
付加価値	3(15%)	6(35.3%)
生産性	—	1(5.6%)
環境効率	—	1(5.6%)
環境負荷集約度	1(5%)	—
環境関係投資・費用	10(50%)	6(35.3%)
その他環境関係	4 (20%)	1(5.6%)
社会責任投資	—	1(5.6%)
社会貢献活動支出	3(15%)	3(17.6%)
その他社会関係	1 (5%)	1(5.6%)
従業員関係	5(25%)	8(47.1%)
GRI	4 (20%)	10(58.8%)
プロフォーマ利益情報	—	5(29.4%)
固有の会計情報なし	9(45%)	3(17.6%)

表7 社会関連報告書のタイトル

タイトル	前回	今回
持続可能性関係	4	8
企業責任 (CSR) 報告書	6(1)	7(2)
環境関係	5	2(重1)
その他	5	1
従業員報告書 (重複)	2	2

表8 付加価値情報の開示状況

付加価値情報	前回	今回
年次報告書	8	5
社会関連報告書	3	6
小 計	11	11
重 複	1	3
実 数	10	8

これより、最近におけるドイツ企業の社会関連報告書における固有の会計情報を中心とする開示傾向としては以下の点があげられるであろう。

- (1)付加価値生成分配計算・図表の開示は前回調査より多い。
- (2)生産性・環境効率・環境負荷集約度等の使用は意外と少ない。
- (3)環境関係投資・費用はよく開示されている。社会関係の情報も社会貢献支出を中心に比較的良好に開示されている。社会責任投資は英米ほど積極的ではない。
- (4)従業員関係も比較的良好に開示され、従業員報告書で別途詳細表示している企業もある。
- (5)GRIガイドライン等の準拠が増え、データ集 (Fakt) を通じて詳細な金額・物量データの開示が増えてきた。

(6)プロフォーマ利益関係の開示が5社(29.4%)あり、うち付加価値指標との併記が2社あった。

前回調査と同様、環境効率・環境負荷集約度といった価値的な指標を用いる企業は非常に少ないが、これまでの伝統を受け継ぎ、物量的な環境データだけでなく、従業員データも豊富に開示する傾向がみられる⁵⁾。表7に示すように、「持続可能性」および「企業責任」関係の名称が増加した。それとともに、GRIガイドライン等を参照してより包括的多面的なパフォーマンスの測定がなされ、物量データや固有の会計情報が充実してきたとみられる。

4.2 企業年次報告書と社会関連報告書における付加価値情報開示

年次報告書における社会関連情報・付加価値情報の減少は社会関連報告書によって補完される傾向が認められる。今回調査における付加価値情報開示について、企業年次報告書に開示している企業と社会関連報告書に開示している企業とについて対比してみれば、表8および表9のとおりである。延べ数では、11社と前回調査と同数であるが、実数としては8社と前回より少ない。また前回よりも社会関連報告書に開示する企業が増えている。ところで、年次報告書に関して付加価値を開示している企業のうち4社がプロフォーマ情報も同時に開示していた。他方、社会関連報告書に付加価値を開示している企業のうち2社がEBIT情報も開示していた(Deutsche Telekom, 2009a, S.7,S.61; Henkel KgaA, 2009, S.1)。

表9 今回調査における付加価値情報の開示

	企業名	表示形式*	開示箇所	PL・GRI	Proforma
年次報告書	BASF社	生成・分配(並)	状況報告	U	EBITDA等
	BMW社*	生成・分配(階)	状況報告	U	WACC等
	Henkel社*	生成・分配(階)	注記	U	EBIT,EVA
	Merck社*	生成・分配(階)	状況報告	U	EBIT等
	Volkswagen社	生成・分配(階)	状況報告	U	—
社会関連報告書	BMW社*	生成・分配図表	持続可能価値報告書	GRI	—
	Henkel社*	生成・分配計算表	持続可能性報告書	GRIナシ	EBIT
	Merck社*	生成・分配	責任報告書	GRI	—
	DeutscheTelekom社	分配図表	会社責任報告書	GRI	EBIT
	HeidelbergerZement社	分配図表	持続可能性報告書	GRI	—
	RWE社	分配計算表	責任報告書	GRI配慮	—

*1 表示形式：(階)＝階梯式表示，(並)＝並列表示

*2 損益計算書形式：G＝総原価法採用，U＝売上原価法採用

5 おわりに

2000年以降における会計基準国際化対応の進展とともに、ドイツ有力企業の年次報告書には

売上原価法（機能別分類法）だけでなく流動性配列法を採用する企業が増加してきている。さらに、EBITDA等の英米型経営管理指標の使用が増加し、付加価値等の社会関連会計情報がさらに減少した。ここには明らかに、いわば独仏（フランコ・ジャーマン）型会計から英米（アングロサクソン）型会計への移行の傾向が浮き彫りにされる。

米国では、プロフォーマ利益の公表は様々に批判され、これの外部報告は制度的にはむしろ否定的に取り扱われる傾向にある。これに対し、IAS・IFRSでは、その算定根拠を明示することにより、その使用が認められている（古庄，2008参照）。そして、ドイツでは、英米型管理思考への転換の強調とともにこの情報がよく開示されるようになった。

他方、社会関連報告書は、環境報告書から持続可能性報告書・CSR報告書へとシフトしてきた。前回の調査では、記述を中心とする報告書が多かったが、今回の調査では会計・統計データが増え、内容的にはかなり充実してきた。最近の傾向としてとくに注目されるのは、一方で付加価値情報を開示するとともに、プロフォーマ利益項目も開示する社会関連報告書の存在である。例えば、Henkel社は、年次報告書の状況報告・財務諸表等においてプロフォーマ情報を積極的に開示するとともに、注記において付加価値を記載している（Henkel KGaA, 2008, S.33-57, S.72-77, S.114）。他方、社会関連報告書では付加価値計算図表とともにEBIT情報も記載している（Henkel KGaA, 2009, S.1）。そこには、いわばドイツ的な労使協同経営指標と英米的な経営管理指標との併用が見いだされる。

ドイツ企業会計・報告がIAS・IFRS導入へ向かうに連れて、これらの自発的情報開示が今後いかに変化するか、その行方が注目される。Henkel社等に見られるプロフォーマ利益情報と付加価値等社会関連情報との双方を開示する方向は、ある意味において、IFRS導入時代のベスト・プラクティスとして位置づけられるであろう。しかし、今後も、この英米型管理思考に立脚するプロフォーマ利益情報と、ドイツに伝統的な協同体的経営思考に立脚する付加価値・社会関連の情報との併用の傾向が続くかどうか⁹⁾、注意深く観察する必要がある。両者を対立（二律背反）的にみるか、両者を調和的（営利性と社会性の調和）にみるか、したがって、両者の併用を一時的な現象（対立から相克へ）とみるか、あるいは両者が今後も継続するとみるか、今後の展開は興味深いものがある。

注

- 1) ドイツ伝統的会計の固有性としては、表層的には総原価法（P/L）、固定性配列法（B/S）、経済的単一概念（連結B/S）等があげられるが、背景には有限会社中心・間接金融重視・債権者保護・生産・労使協調・慎重性等の独仏（フランコ・ジャーマン）型経営経済的、会計的特徴があげられるであろう。これに関しては、郡司（2010）2頁，6-8頁参照。
- 2) これはFortune誌の売上高ランキング上位企業を対象としている。詳細は、郡司（1985）参照。
- 3) 社会関連的報告書はドイツ化学工業協会経営経済委員会（Betriebswirtschaftlicher Ausschuss des Verbandes der Chemischen Industrie, BAVCI）の研究報告「社会のなかの企業」（BAVCI, 1975）や、

これをさらに発展させた《社会貸借対照表－実務》研究グループの提言「社会－貸借対照表」(1977, Vgl.v. Wysocki, 1981)に基づいて化学工業から各種産業界に実務的に取り入れられた(郡司・向山, 1989)。ここには、労使協調経営の重視と東西対立のもとに、企業の営利性のみならず社会性を一層重視しようという当時の(西)ドイツにおける風潮が大きく影響している。なかにはBertelsmann社のように『事業報告書および社会貸借対照表』として年次報告書を作成公表する企業もあった。

- 4) 環境報告書は、1989年あたりから作成公表されるようになった(八木, 1995)。この時期、社会貸借対照表(とくに社会計算書)において環境保護費用の詳細な報告がみられたが、環境報告書へ移行するにつれて物量データが中心となった。ここには、1986年のチェルノブイリ原発事故が大きく影響しているとみられる。
- 5) 紙幅の関係で、詳細な例をあげることはできないが、ここではDeutsche Telekom社の会社報告書と従業員報告書の主要項目について例示しておこう。
 - ①『会社責任報告書(The 2008 Corporate Responsibility Report)』(独文=英文, 73頁)－付加価値分配図表, 持続可能性業績評価(%)財務指標(EBITDA等3カ年), <物量データ>環境物量データ地域別・事業別等豊富, 人的資源指標{年金給付3カ年, 各種物量データ豊富}GRI指標, Global Compact Communication on Progressの準拠。
 - ②『従業員報告書((Der Personalbericht2008/2009))』(独文, 21頁)－人件費明細4カ年, 従業員当り人件費4カ年国内外, 従業員当り人件費・EBITDA国内外, 各種従業員物量データ(13枚図表), 売上高2カ年国内外
- 6) EBIT(DA)と付加価値とは、前者が人件費を材料費と同様に扱い、後者が人件費を分配項目とし材料費等の前給付と区別するという点で、その基本的な思考を異にするとみることでもできる。

参考文献

- BAVCI (1975) “Das Unternehmen in der Gesellschaft,” *Der Betrieb*, Jg.28, Hef5, S. 161-173.
- DeutscheTelekom AG (2009a) *Corporate Responsibility Bericht 2008*, S. 1-75 (The 2008 Corporate Responsibility Report, pp.1-75).
- DeutscheTelekom AG (2009b) *Der Personalbericht 2008/2009*, S. 1-21.
- Henkel KGaA (2008) *Gschäftsbericht 2007* (Annual Report 2007).
- Henkel KGaA (2009) *Nachhaltigkeitsbericht 2008*, S.0-37 (Sustainability Report 2008, pp.0-37).
- Wysocki, K. (1981) “Empfehlungen des Arbeitskreises《Sozialbilanz-Praxis》,” *Sozial-Bilanz Heute*, 1977, in Wysocki, K., *Sozialbilanzen*, Gustav Fischer V.,S. 151-165.
- 郡司健・向山敦夫(1989)「ドイツの会計ディスクロージャーと社会関連情報」山上達人・飯田修三編著『社会関連情報のディスクロージャー—各国企業の社会関連情報開示の実態—』白桃書房, 85-109頁。
- 郡司健(1985)「西ドイツ営業報告書における会計情報の開示」『大阪学院大学商経論集』第11巻2号, 15-45頁。
- 郡司健(2007a)「欧州企業による持続可能性報告の開示内容」『大阪学院大学企業情報学研究』第7巻1号, 1-50頁。
- 郡司健(2007b)「持続可能性と環境・CSR会計—持続可能性会計への展望—」『社会関連会計研究』第19号, 1-9頁。
- 郡司健(2009a)「ドイツ年次報告書における任意情報開示の変遷」『大阪学院大学企業情報学研究』第8巻3号, 1-49頁。
- 郡司健(2009b)「ドイツ企業情報開示の変容—会計基準国際化対応と任意情報開示の変化—」『商経学叢』

第56巻2号, 29-47頁。

郡司健 (2010) 「ドイツ企業会計の変遷と新展開」『大阪学院大学企業情報学研究』第10巻1号, 1-38頁。

郡司健 (2011) 「ドイツ企業による持続可能性報告の進展－社会関連情報開示の動向－」『大阪学院大学企業情報学研究』第11巻1号, 1-25頁。

古庄修 (2008) 「欧州市場におけるGAAP測度と代替的業績測度の共存関係－IFRS適用下の比較可能性の確保をめぐる論点－」『産業経理』第68巻1号, 112-120頁。

八木裕之 (1995) 「ドイツの環境報告」山上達人・菊谷正人編著『環境会計の現状と課題』同文館, 237-248頁。

(筆者：大阪学院大学企業情報学部教授)

(2011年7月10日 採択)